

議案第41号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合同規約の一部変更に関する協議について

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合同規約の一部変更について次のとおり協議する。

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合同規約の一部を改正する規約案

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合同規約（平成26年11月25日大阪府指令市第3265号大阪府知事許可）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大阪広域環境施設組合同規約

第1条中「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合」を「大阪広域環境施設組合」に改める。

第2条中「及び松原市」を「、松原市及び守口市」に改める。

第5条第1項中「20人」を「22人」に、「2人」を「2人を、守口市にあっては2人」に改める。

第9条第2項中「立地状況」を「立地状況及び整備状況」に改める。

別表第1中

「

松原市副市長

」

を

「

松原市副市長

守口市副市長

」

に改める。

附 則

- 1 この規約は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 この規約の施行の日から平成32年3月31日までの間におけるこの規約による改正後の大阪広域環境施設組合同規約第3条、第9条及び別表第2の規定の適用については、第3条中「事務」とあるのは「事務（守口市に関するものを除く。）」と、第9条第1項及び第2項並びに別表第2中「構成団体」とあるのは「構成団体（守口市を除く。）」とする。

平成31年2月7日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

守口市が大阪市・八尾市・松原市環境施設組合に加入するため、規約の一部を変更する必要があるので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合格約 (抄)
大阪広域環境施設組合格約

(組合の名称)

第1条 この組合は、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 (以下「組合」という。) という。
大阪広域環境施設組合

(組合の構成団体)

第2条 組合は、大阪市、八尾市及び松原市及び守口市 (以下「構成団体」という。) をもって
、
組織する。

(議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員 (以下「組合議員」という。) の定数は20人とし、構成団体の議会に
22人

において、当該構成団体の議員のうちから、大阪市にあつては15人を、八尾市にあつては3人を、
松原市にあつては2人を、守口市にあつては2人をそれぞれ選挙する。

2 - 5 省 略

(組合の経費の支弁の方法)

第9条 省 略

2 前項の分担金の分担割合は、構成団体に係るごみの量の割合 (以下「ごみ量割」という。)
を基本とし、大阪市が組合に土地を貸し付けること及び建物を譲渡すること並びにごみ処理施
設の立地状況及び整備状況を勘案し、調整するものとする。

3 省 略

別表第1 (第8条関係)

省 略
松原市副市長
守口市副市長

(参 考)

地方自治法（抄）

（組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 省 略

（議会の議決を要する協議）

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。